三　媒介等業務の手順等に関する文書であつて、利用者を誘引するための経済上の利益の内容等を明らかにすることその他の適切な誘引の手段に関する事項及び媒介等業務に関する法令等（法、次に掲げる法律その他の法令及びこれに基づくものをいう。）の遵守に関する事項その他媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための事項を記載したものの作成並びに媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者に対し、当該法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

イ　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

ロ　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

四　媒介等業務受託者における媒介等業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、当該媒介等業務受託者が当該媒介等業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、媒介等業務受託者に対する必要かつ適切な監督等が行われるための措置

五　媒介等業務に係る利用者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

六　媒介等業務受託者が媒介等業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該媒介等業務受託者による当該媒介等業務の中止、他の適切な媒介等業務受託者への当該媒介等業務の速やかな委託その他当該媒介等業務の委託に関する契約（二以上の段階にわたる委託がされた場合には、電気通信事業者及び他の媒介等業務受託者が当該委託のため締結したものを含む。）が変更され、又は当該契約が解除される等、媒介等業務が適正かつ確実に遂行されることを確保するための措置

七　前各号の措置及び次項の規定による報告の適正かつ確実な実施のため電気通信事業者が媒介等業務の委託状況を把握するための措置

2　電気通信事業者は、前項第六号に規定する事態が生じた場合であつて利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（特定ドメイン名電気通信役務の範囲）

第二十二条の二　法第二十四条第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の二第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

第二十二条の三第二項中「におけるすべて」を「における全て」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「第二十三条の九の二第二項に規定する」を削り、同項第三号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十二条の四を次のように改める。

（法第三十条第三項第二号の規定による電気通信事業者の指定及びその解除）

第二十二条の四　法第三十条第三項第二号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者に対する同号の行為の相手方となる同条第一項の規定により指定された電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第二十二条の八第二号ロ及びハ中「第三十条第三項各号」を「第三十条第四項各号」に改める。

第二十三条の四第一項第十一号中「をいう」の下に「。第二十三条の九の四第二号及び第二十四条の五第九号において同じ」を加え、同条第二項第二号ニ(1)及び(2)中「の原価」の下に「及び利潤」を加え、「接続料規則」を「第一種指定電気通信設備接続料規則」に改め、同号ホ中「照らし公正妥当な金額」を「適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの」に改め、「の原価」の下に「及び利潤」を加え、「接続料規則」を「第一種指定電気通信設備接続料規則」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「接続料規則」を「第一種指定電気通信設備接続料規則」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　光信号端末回線伝送機能（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表一の項に規定するものをいう。）であつて光信号分離装置（通信用建物外に設置されるものに限る。以下この号において同じ。）を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあつては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画（一の光信号分離装置に収容し得る光信号伝送用の回線（加入者側終端装置と接続するものに限る。以下この号において同じ。）を利用することができる区域で、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設定するものをいう。）において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に収容する際現に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を収容する条件

第二十三条の九の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項第二号ハ中「建物」の下に「（以下「第二種指定中継系交換局」という。）」を、「伝送路設備」の下に「（以下「第二種指定中継系伝送路設備」という。）」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十三条の九の三中「新旧対照」の下に「及び様式第十七の四の二から第十七の四の七までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもつて表示することができる。

第二十三条の九の三第四号中「以下この条」を「次条第二号及び第二十三条の九の五第一項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　第二十三条の九の五第一項各号に掲げる事項

第二十三条の九の三第六号から第十一号までを削る。

第二十三条の九の四を第二十三条の九の六とし、第二十三条の九の三の次に次の二条を加える。

（第二種指定電気通信設備との接続箇所）

第二十三条の九の四　法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一　第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

二　第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備（他事業者が設置する電気通信設備をＧＰＲＳトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるものに限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。）

三　第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五　法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ　他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1)　他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2)　接続の請求を行い当該請求への回答（当該請求に即応ができない旨のものである場合には、当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。）を他事業者が受ける手続

(3)　接続協定の締結及び解除の手続

ロ　接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から当該開示の日までの標準的期間

ハ　接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間